

令和 4 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：香川県（知事部局）

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 89.1 % |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 103.8 % |
| 全職員 | 93.7 % |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 102.8 % |
| 本庁課長相当職 | 97.4 % |
| 本庁課長補佐相当職 | 100.5 % |
| 本庁係長相当職 | 92.6 % |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 99.8 % |
| 31～35年 | 99.3 % |
| 26～30年 | 97.5 % |
| 21～25年 | 93.3 % |
| 16～20年 | 90.0 % |
| 11～15年 | 90.0 % |
| 6～10年 | 89.7 % |
| 1～5年 | 93.6 % |

【説明欄】

- ・ 扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の支給額に占める男性の割合は92%、住居手当の支給額に占める男性の割合は73%である。
- ・ 男性の方が一人当たりの時間外勤務時間が長く、時間外勤務手当の支給額は、男性の方が多くなっている。
- ・ パートタイム勤務の会計年度任用職員は全体に与える影響が微小のため、除外して算出している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和 4 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：香川県（病院局）

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 63.9 % |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 46.4 % |
| 全職員 | 56.5 % |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | — % |
| 本庁課長相当職 | 69.8 % |
| 本庁課長補佐相当職 | 102.7 % |
| 本庁係長相当職 | 95.6 % |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 104.6 % |
| 31～35年 | 93.9 % |
| 26～30年 | 97.1 % |
| 21～25年 | 60.6 % |
| 16～20年 | 70.5 % |
| 11～15年 | 55.4 % |
| 6～10年 | 64.0 % |
| 1～5年 | 55.0 % |

【説明欄】

- ・ 男性職員のうち医師及び歯科医師（医師等）が約 4 割、女性職員のうち看護師、准看護師、助産師及び保健師（看護師等）が約 6 割を占めており、性別による職種の違いがある。医師等と看護師等では給与体系が異なり、医師等の方が相対的に給与水準が高いため、職種の給与の差異が男女の給与の差異として表れている。
- ・ パートタイム勤務の会計年度任用職員は全体に与える影響が微小のため、除外して算出している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。